



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年2月15日(火) 号外(第2号)

目次

ページ

教育委員会規則

- 群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(学校人事課) 2
- 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(同) 2
- 群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(同) 4

教育委員会規則

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月十五日

群馬県教育委員会教育長 渡辺郁美

群馬県教育委員会規則第一号

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年群馬県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「平成三年法律第百十号」の下に「第六条第一項第一号の規定により採用された学校職員(以下「任期付育休代替学校職員」という。)、同法」を、「と」の下に、「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)(第二十六条の六第七項第一号の規定により採用された学校職員(以下「任期付配同休代替学校職員」という。))を加える。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月十五日

群馬県教育委員会教育長 渡辺郁美

群馬県教育委員会規則第二号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正) 第一条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。
別表第三(第三十六条の三関係)
へき地学校級別指定区分表

所在地 学校等 級別区分

利根郡みなかみ町藤原三四九一	高崎市立倉渕小学校	二級
高崎市倉渕町権田三一四の一	高崎市立倉渕中学校	一級
高崎市倉渕町岩氷二一五の一	高崎市立倉渕中学校給食室	
多野郡上野村大字新羽三二	上野村立上野小学校	
多野郡上野村大字榎原一一三	上野村立上野中学校	
多野郡上野村大字新羽二四	上野村学校給食センター	
多野郡神流町大字万場八四の二	神流町立万場小学校	
多野郡神流町大字神ヶ原四二二	神流町立中里中学校	
多野郡神流町大字万場八四の二	神流町学校給食共同調理場	
吾妻郡中之条町大字小雨五九九	中之条町立六合小学校	
吾妻郡中之条町大字生須五四三	中之条町立六合中学校	
吾妻郡中之条町大字小雨五八四	中之条町立六合学校給食センター	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢一九二四	長野原町立北軽井沢小学校	
吾妻郡長野原町大字心桑一五四	長野原町立西中学校	
吾妻郡東吾妻町大字本宿三八九	東吾妻町立坂上小学校	
別表第四中		
一 高崎市倉渕町権田三一四の一	高崎市立倉渕小学校	を
沼田市利根町多那七三二	沼田市立多那小学校	に改
沼田市利根町多那七三二	沼田市立多那中学校	
甘楽郡南牧村大字大日向一〇四五	南牧村立南牧中学校	
別表第五中		
甘楽郡南牧村大字大日向一〇四五	南牧村立南牧小学校	を
吾妻郡嬭恋村大字大前八〇五の一	嬭恋村立西部小学校	に、
吾妻郡嬭恋村大字大前八〇五の一	嬭恋村立西部小学校	
吾妻郡嬭恋村大字大前八〇五の一	嬭恋村立西部小学校	

「吾妻郡草津町大字草津四二六の二七」を「吾妻郡草津町大字草津四六四の二七」に改める。

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和三年) 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和

五十五年群馬県教育委員会規則第五号の一部を次のように改正する。
附則別表中

六六〇円	二、五〇〇円	一、九四〇円	一、三七〇円	八一〇円	二五〇円	二、〇八〇円	一、五二〇円	九六〇円	三九〇円	一、六七〇円	一、一〇〇円	五四〇円	一、二五〇円	六九〇円	一二〇円	五三〇円
------	--------	--------	--------	------	------	--------	--------	------	------	--------	--------	------	--------	------	------	------

一、〇六〇円	二、八八〇円	二、三〇〇円	一、七二〇円	一、一五〇円	五七〇円	二、三九〇円	一、八一〇円	一、二三〇円	六五〇円	七〇円	一、八九〇円	一、三一〇円	七四〇円	一六〇円	一、四〇〇円	八二〇円	二四〇円	六〇〇円	三〇円
--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	--------	--------	------	-----	--------	--------	------	------	--------	------	------	------	-----

八、七六〇円	八、二〇〇円	七、六四〇円	七、〇七〇円	五、六一〇円	五、九五〇円	五、三八〇円	四、八二〇円	三、二〇〇円	二、六三〇円	四、四七〇円	三、九一〇円	二、六二〇円	二、〇六〇円	一、五〇〇円	三、三三〇円	二、七七〇円	二、二一〇円	一、六四〇円	一、〇八〇円	二、九二〇円	二、三五〇円	一、七九〇円	一、二三〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

一〇、四二〇円	九、八五〇円	八、五〇〇円	七、九二〇円	七、三四〇円	七、六六〇円	六、一五〇円	五、五七〇円	四、九九〇円	四、四一〇円	五、一二〇円	四、五四〇円	三、九六〇円	三、三八〇円	二、〇五〇円	三、八七〇円	三、二九〇円	二、七一〇円	二、一三〇円	一、五六〇円	三、三八〇円	二、八〇〇円	二、二二〇円	一、六四〇円
---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に改め、七十二キロメートル以

上七十三キロメートル未満の項及び七十三キロメートル以上七十四キロメートル未満の項を削り、「七十四キロメートル以上」を「七十二キロメートル以上」に、

九、一八〇円	一〇、一〇〇円
九、七四〇円	一〇、六八〇円
一〇、三〇〇円	一一、九二〇円
一〇、八七〇円	一二、五〇〇円
一一、〇八〇円	一三、〇八〇円
一一、七四〇円	一二、七六〇円
一二、三一〇円	一三、九一〇円
一二、八七〇円	一四、四九〇円
一四、〇〇〇円	一五、〇六〇円
一四、五七〇円	一五、六四〇円
一四、二三〇円	一五、八二〇円
一四、七九〇円	一六、四〇〇円
一五、八四〇円	一六、九八〇円
一六、四〇〇円	一七、五六〇円
一六、九六〇円	一八、五七〇円
一七、五三〇円	一九、一五〇円
一八、五三〇円	一九、七三〇円
一九、〇九〇円	二〇、三〇〇円
一九、六六〇円	二一、二七〇円
二〇、二二〇円	二一、八五〇円
二一、一六〇円	二二、四三〇円
二一、七三〇円	二三、〇一〇円

「一四一円」を「一四八円」に、「十二・七」を「十二・九」に、「一八、二〇〇円」を「一八、〇四〇円」に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号。以下「条例」という。)第十七条の二の規定によるへき地手当の支給を受けていた学校職員で、当該学校職員に係る第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の規定により算定したへき地手当(以下「新手当」という。)の月額が施行日の前日における第一条の規定による改正前の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の規定により算定したへき地手当(以下「旧手当」という。)の月額に達しないこととなるもの(新手当の支給を受けないこととなる者を含む。)については、施行日以後当該学校職員が施行日の前日に勤務していた学校又は共同調理場に引き続き勤務する場合(当該学校又は共同調理場の移転があつた場合を除く。)においては、新手当の月額が当該学校職員に係る旧手当の月額に達するまでの間(新手当の支給を受けないこととなる者については、施行日以後)、当該旧手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。
- 施行日の前日においてへき地等学校(条例第十七条の三第一項第一号に規定するへき地等学校をいう。以下同じ。)として指定されていた学校又は共同調理場で施行日においてへき地等学校として指定されないこととなるもの(学校又は共同調理場の移転によりへき地等学校として指定されないこととなるものを除く。)に施行日以後引き続き勤務することとなる学校職員には、その引き続き勤務することとなる学校又は共同調理場をへき地等学校とみなしてへき地手当に準ずる手当を支給する。この場合において、へき地手当に準ずる手当の月額の算定は、同条第二項の規定にかかわらず、施行日の前日における給料及び扶養手当の月額の合計額を基礎として、行うものとする。

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月十五日

群馬県教育委員会教育長 渡辺郁美

群馬県教育委員会規則第三号

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和二年群馬県教育委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第四中

二、〇〇〇円
二、五三〇円
四、一〇〇円
四、一〇〇円
四、二二〇円
四、七九〇円
五、三五〇円
六、五〇〇円
六、五〇〇円
七、〇四〇円
七、六〇〇円
八、一七〇円
八、九〇〇円
九、二九〇円
九、八六〇円
一〇、四二〇円
一〇、九八〇円
一一、五五〇円
一二、一一〇円
一二、六七〇円
一三、二四〇円
一三、八〇〇円

二、〇三〇円
二、六〇〇円
四、一〇〇円
四、一〇〇円
四、三四〇円
四、九二〇円
五、五〇〇円
六、五〇〇円
六、六六〇円
七、二四〇円
七、八一〇円
八、三九〇円
八、九七〇円
九、五五〇円
一〇、一三〇円
一〇、七一〇円
一一、二九〇円
一一、八七〇円
一二、四五〇円
一三、〇二〇円
一三、六〇〇円
一四、一八〇円

一四、三六〇円
一四、九三〇円
一五、四九〇円
一六、〇五〇円
一六、六二〇円
一七、一八〇円
一七、七四〇円
一八、三一〇円
一八、八七〇円
一九、四三〇円
二〇、〇〇〇円
二〇、五六〇円
二一、一二〇円
二二、四一〇円
二二、九七〇円
二三、五三〇円
二四、一〇〇円
二五、七二〇円
二六、二八〇円
二六、八五〇円
二七、四一〇円
二八、八七〇円
二九、四四〇円
三〇、〇〇〇円

を

一四、七六〇円
一五、三四〇円
一五、九二〇円
一六、五〇〇円
一七、〇八〇円
一七、六六〇円
一八、二四〇円
一八、八二〇円
一九、三九〇円
一九、九七〇円
二〇、五五〇円
二一、一三〇円
二二、四六〇円
二三、〇四〇円
二三、六二〇円
二四、二〇〇円
二五、七八〇円
二六、四七〇円
二七、〇五〇円
二八、五六〇円
二九、一四〇円
二九、七二〇円
三〇、三〇〇円
三一、六五〇円

に改め、七十二キロメートル以上

七十三キロメートル未満の項及び七十三キロメートル以上七十四キロメートル未満の項を削り、「七十四キロメートル以上」を「七十二キロメートル以上」に、「二四一

三〇、五六〇円
三一、八八〇円
三二、四四〇円
三三、〇〇〇円
三三、五七〇円
三四、七八〇円
三五、三四〇円
三五、九一〇円
三六、四七〇円
三七、六〇〇円
三八、一七〇円
三八、七三〇円
三九、二九〇円
四〇、三四〇円
四〇、九〇〇円
四一、四六〇円
四一、〇三〇円
四三、〇三〇円
四三、五九〇円
四四、一六〇円
四四、七二〇円
四五、六六〇円
四六、二三〇円

三二、二二〇円
三一、八〇〇円
三三、三八〇円
三四、六二〇円
三五、二〇〇円
三五、七八〇円
三六、三六〇円
三七、五一〇円
三八、〇九〇円
三八、六六〇円
三九、二四〇円
四〇、三二〇円
四〇、九〇〇円
四一、四八〇円
四二、〇六〇円
四三、〇七〇円
四三、六五〇円
四四、二三〇円
四四、八〇〇円
四五、七七〇円
四六、三五〇円
四六、九三〇円
四七、五一〇円

円を「二四八円」に、「四六〇円」に改める。
別表第五中

二〇〇円
二三〇円
二五〇円
三一〇円
三一〇円
三二〇円
三三〇円
三四〇円
三六〇円
三九〇円
四二〇円
四四〇円
四四〇円
四七〇円
五〇〇円
五〇〇円
五二〇円
五五〇円
五八〇円
六〇〇円
六三〇円
六六〇円
六八〇円
七一〇円
七四〇円
七六〇円

二二〇円
二三〇円
二六〇円
三一〇円
三一〇円
三二〇円
三四〇円
三七〇円
四〇〇円
四三〇円
四五〇円
四八〇円
五一〇円
五四〇円
五七〇円
五九〇円
六二〇円
六五〇円
六八〇円
七〇〇円
七三〇円
七六〇円
七九〇円

一、五七〇円	一、五四〇円	一、五二〇円	一、四六〇円	一、四三〇円	一、四〇〇円	一、三七〇円	一、三一〇円	一、二八〇円	一、二五〇円	一、二二〇円	一、一五〇円	一、一二〇円	一、〇九〇円	一、〇七〇円	一、〇一〇円	九八〇円	九五〇円	九三〇円	九〇〇円	八七〇円	八四〇円	八二〇円	七九〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	------	------	------	------	------	------	------

を

一、六五〇円	一、五九〇円	一、五六〇円	一、五三〇円	一、五一〇円	一、四四〇円	一、四二〇円	一、三九〇円	一、三六〇円	一、二九〇円	一、二六〇円	一、二三〇円	一、二一〇円	一、一二〇円	一、一〇〇円	一、〇七〇円	一、〇四〇円	九八〇円	九五〇円	九二〇円	九〇〇円	八七〇円	八四〇円	八一〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	------	------	------	------	------	------

に改め、七十二キロメートル以上

七十三キロメートル未満の項及び七十三キロメートル以上七十四キロメートル未満の項を削り、「七十四キロメートル以上」を「七十二キロメートル以上」に改める。
 附則
 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

一、六〇〇円	一、六六〇円	一、六八〇円	一、七一〇円	一、七四〇円	一、七九〇円	一、八二〇円	一、八四〇円	一、八七〇円	一、九二〇円	一、九五〇円	一、九七〇円	二、〇〇〇円	二、〇五〇円	二、〇八〇円	二、一〇〇円	二、一三〇円	二、一七〇円	二、二〇〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

一、六八〇円	一、七〇〇円	一、七三〇円	一、七九〇円	一、八一〇円	一、八四〇円	一、八七〇円	一、九二〇円	一、九五〇円	一、九八〇円	二、〇〇〇円	二、〇五〇円	二、〇八〇円	二、一一〇円	二、一三〇円	二、一八〇円	二、二一〇円	二、二三〇円	二、二六〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
